

○経済産業省令第九十二号  
 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令  
 第一条 次に掲げる省令の様式中「㉔」を削る。

一 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十

二 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第五、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第十二の二、様式第十四、様式第十五、様式第十七、様式第十七の二、様式第二十三、様式第五十六から様式第六十一まで、様式第六十一の三から様式第六十一の五まで、様式第六十二から様式第六十四の二まで、様式第六十五、様式第六十五の三、様式第六十五の五、様式第六十五の五の二、様式第六十五の七、様式第六十五の八、様式第六十五の十、様式第六十五の十二、様式第六十五の十四、様式第六十五の十六、様式第六十五の十八、様式第六十五の二十、様式第六十五の二十二、様式第六十五の二十四、様式第六十五の二十六及び様式第六十六

三 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第八の二  
 四 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）様式第二十の二  
 五 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第十五及び様式第十六  
 六 割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）様式第二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで

七 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九及び様式第三十一

八 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、様式第三十一、様式第三十三、様式第三十五、様式第四十一及び様式第四十三

九 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から様式第二十六まで、様式第三十及び様式第四十七

十 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、様式第五十五の八及び様式第五十五の十から様式第五十五の十一の二まで

十一 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第三百三十三号）様式第二十四から様式第二十七まで

十二 金属鋳業等鋳害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式第十五まで

十三 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）様式第一、様式第二、様式第八、様式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七

十四 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）様式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十

十五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで

十六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六及び様式第三十八

十七 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三まで、様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十

十九 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六

二十 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から様式第六まで及び様式第八から様式第十まで

二十一 商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）様式第一から様式第十一まで

二十二 輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）様式第三から様式第八まで、様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで

二十三 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

第二条 次に掲げる省令の規定又は様式中「㉔」を「㉕」に改める。

一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十一

二 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）第四十九条第一項及び第三項

三 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号

四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項

五 深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六条第四項、第七條第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項

第三条 次に掲げる省令の様式中「㉕」を削る。

一 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）様式第四から様式第七まで、様式第九から様式第十三の一まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、様式第三十五及び様式第三十八から様式第四十四まで

二 武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）様式第二、様式第三、様式第六及び様式第八から様式第十五まで  
 三 商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）様式第二から様式第七まで及び様式第九から様式第十四まで  
 四 水洗炭業に関する法律施行規則（昭和三十三年通商産業省令第八十六号）様式第一から様式第四まで

五 割賦販売法施行規則様式第一、様式第二十二、様式第二十八から様式第三十一まで  
 六 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）様式第三十、様式第六十九、様式第八十、様式第八十一及び様式第八十四から様式第八十六まで  
 七 石油需給適正化法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）様式第一、様式第二及び様式第四から様式第六まで

八 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）様式第一から様式第七まで、様式第十、様式第十四から様式第二十二まで、様式第二十五から様式第四十三まで  
 九 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第四十三から様式第四十五まで

十 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）様式第五、様式第十五及び様式第二十七

十一 航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）様式第一  
 十二 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）様式第三十一の十七及び様式第三十八の三

十三 エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）様式第六  
 十四 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）様式第一、様式第二及び様式第六から様式第九まで

十五 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第五百一十一号）様式第一から様式第五まで及び様式第八から様式第十三まで  
 十六 原子力発電環境整備機構に関する省令（平成十二年通商産業省令第五百一十二号）様式第一から様式第十一まで

十七 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）様式第十一  
 十八 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年通商産業省令第九号）様式第一の二

十九 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則（平成十七年通商産業省令第八十二号）様式第一、様式第三から様式第五まで、様式第七及び様式第八

二十 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年通商産業省令第四十三号）様式第一から様式第十まで

二十一 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年通商産業省令第一号）様式第十、様式第十一、様式第二十四から様式第二十六まで、様式第二十八、様式第三十三及び様式第三十四

二十二 使用済燃料再処理機構に関する省令（平成二十八年通商産業省令第八十九号）様式第一から様式第九まで及び様式第十一

二十三 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成二十九年通商産業省令第五号）様式第一から第四号まで

二十四 経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年通商産業省令第四十四号）様式第一  
 二十五 エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令（平成三十一年通商産業省令第四十二号）別記様式

第四条 次に掲げる省令の様式中「四」を削る。

一 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）様式第五の七から様式第五の十五まで

二 発電水力流量測定規則（昭和四十年通商産業省令第五十五号）様式第五

三 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年通商産業省令第三十三号）附則第二条第二項及び第三項に規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用されるガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年通商産業省令第十五号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）（以下「ガス事業法施行規則等」といふ。）の一部を改正する省令による改正前のガス事業法施行規則」といふ。）様式第八から様式第十二まで、様式第四十六及び様式第四十七

四 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則様式第三の二  
 五 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）様式第一から様式第十の三まで

六 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）様式第四  
 七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）様式第一から様式第五まで、様式第六（裏面）、様式第七から様式第十まで及び様式第十二から様式第二十二まで

八 電気事業法施行規則様式第六十七條の二から様式第六十七條の四まで、様式第六十八及び様式第七十二

九 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第九号）様式第一から様式第六まで、様式第八及び様式第九

十 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成二十二年通商産業省令第三十八号）様式第一から様式第五まで、様式第七及び様式第八

十一 広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年通商産業省令第三十六号）様式第一から様式第十四まで

十二 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（平成二十八年通商産業省令第二十号）様式第一

十三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十三条第三項の規定による商標権の譲受けの申請手続に関する省令（平成二十九年通商産業省令第五十九号）様式第一

十四 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第四十七條第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（令和二年通商産業省令第七十号）様式第一  
 （発電水力調査図表類交付規則の一部改正）

第十五条 発電水力調査図表類交付規則（大正三年通信省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
 第一号書式中「四」を削る。  
 （輸出貿易管理規則の一部改正）

第十六条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。  
 第一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。



「申請者 氏名又は代表者の住所」  
 式備考 7 を同様式備考 6 のように、同様式備考 8 を同様式備考 7 のように、様式第十九号

は名称及び法人にあつては、その 印 「申請者 氏名又は名称及び法人にあつては、その 代表者の氏名」  
 の氏名 代表者の氏名  
 氏名 住所  
 住所 航空工場検査員 住所

を「8 印」を「7 印」に改める。  
 め「8 印」を「7 印」に改める。

（輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令の一部改正）

第十五条 輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和三十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中 「記名押印」を「氏名又は名称 又は署名」に改める。

（工業用水道事業法施行規則の一部改正）

第十六条 工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第百十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第九から様式第十四まで、様式第十六から様式第二十二まで及び様式第二十六中「印」及び「2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印すること」に代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印すること」に代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印すること」に代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第一、様式第九から様式第十二まで、様式第十四、様式第十六、様式第十九及び様式第二十中「1 用紙」を「用紙」に改める。  
 （特許法施行規則の一部改正）

第十七条 特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「記載し、印を押さなければならぬ」を「記載しななければならぬ」に改める。

第九条第一項中「住所」を「又は住所」に改め、「様式第七」を「又は様式第七」に改め、「又は印鑑」及び「又は様式第八」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に改める。

第十一条第二項中「又は印鑑」を削る。

第十三条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条の三第三項中「及び第四項」を削る。

第三十一条の三第三項を削る。

第五十八条の五第三項及び第五十八条の十七第四項中「押印」を削る。

第六十九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

様式第三、様式第四、様式第二十二、様式第五十二の二、様式第五十二の三、様式第五十五の二及び様式第六十一の二中「㊦」を削る。

様式第二の備考 2 中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に改め、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考 1 中「は本人の印及び識別ラベル」を「は本人の印及び識別ラベル」に改め、「並びに印及び識別ラベル」を「並びに印及び識別ラベル」に改め、同様式の備考 2 を削る。同様式の備考 3 を削る。  
 様式第三の備考 8 中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、「同様式の備考 1 中「は本人の印（ウ）を「であつて」に改め、「及び印」を削る。同様式の備考 1 中「書いて印を押す」を「記載する」に改める。  
 様式第四の備考 5 中「19 まで、23 から 26」を「18 まで、22 から 25」に改める。  
 様式第八を次のように改める。  
 様式第 8 削除

様式第九の備考 6 を削り、同様式中備考 7 を備考 8 とし、備考 8 を備考 9 とし、備考 9 を備考 10 とし、備考 10 を備考 11 とし、同様式の備考 1 中「23 から 26」を「22 から 25」に改め、同様式を同様式第 10 とする。  
 様式第十一の備考 4 中「23 から 26」を「22 から 25」に改め、「7、9 及び 10」を「8 及び 9」に改め、「備考 8」に改める。  
 様式第十三の備考 2 を削り、同様式中備考 3 を備考 4 とし、備考 4 を備考 5 とし、同様式の備考 5 中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルを貼らないでした手続」及び「代表者」を削る。同様式を同様式の備考 4 とし、同様式中備考 5 を備考 6 とし、備考 6 から備考 7 までを一括し、同様式を同様式の備考 5 とし、同様式の備考 1 中「備考 12 及び 14」を「備考 11 及び 13」に改め、「同様式を同様式の備考 12 とし、同様式中備考 15 を備考 16 とし、備考 16 を備考 17 とし、備考 17 を備考 18 とし、同様式の備考 1 中「備考 15」を「備考 14」に改め、「同様式を同様式の備考 15 とし、同様式の備考 1 中「備考 17」に改め、「同様式を同様式の備考 16 とし、同様式の備考 1 中「第 4 項」を「第 3 項」に改め、「同様式を同様式の備考 17 とし、同様式の備考 1 中「18 まで、20 及び 23 から 27」を「19 まで及び 22 から 26」に改め、同様式を同様式の備考 18 とする。  
 様式第十五の二の備考 1 中「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同様式の備考 3 中「20 まで及び 23 から 26」を「19 まで及び 22 から 25」に改め、「6 から 8 まで及び 10」を「5 から 7 まで及び 9」に改め、「備考 10」を「備考 9」に改める。  
 様式第十五の四の備考 2 中「19 まで及び 23 から 26」を「18 まで及び 22 から 25」に改め、「備考 10」を「備考 9」に改める。  
 様式第十六の備考 3 中「19 まで及び 23 から 26」を「18 まで及び 22 から 25」に改める。  
 様式第十八の備考 2 中「備考 18 及び 19」を「備考 17 及び 18」に改め、同様式の備考 8 中「備考 19」を「備考 18」に改め、同様式の備考 4 中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に改め、「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考 9 を削り、同様式中備考 7 を備考 8 とし、備考 8 を備考 9 とし、同様式の備考 9 中「備考 8」を「備考 7」に改め、同様式を同様式の備考 8 とし、同様式中備考 10 を備考 11 とし、備考 11 から備考 15 までを一括し、同様式の備考 19 中「承継人の印及び識別ラベル（承継人が法人の場合に限る。）」に改め、「（権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。）」を「（不要とし、（手続料の表示）」の欄の次に「その他」の欄を設けて譲渡人の手続である。」のように記載する」に改め、同様式を同様式の備考 15 とし、同様式中備考 17 を備考 16 とし、備考 18 を備考 19 を備考 18 とし、同様式の備考 20 を削り、同様式の備考 21 中「22 から 26」を「21 から 25」に改め、「備考 10」を「備考 9」に改め、同様式の備考 18 の次に次のように加える。



第二十二條の二第三項中「及び第四項」を削る。  
第二十三條第一項中「第六十九條第三項」を「第六十九條第二項」に、「第二十一條第三項」を「第二十一條第二項」に改める。

様式第一の備考11中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考12を削り、「同様式中備考13を備考12とし、備考14を備考13とし、同様式の備考15中「備考14」を「備考13」に改め、同備考を同様式の備考14とし、同様式中備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、備考19を備考18とし、同様式の備考20中「は本人の印及び識別ラベル（J）」を「であつて」と改め、「並びに印及び識別ラベル（J）」を削り、同備考を同様式の備考19とし、同様式中備考21を備考20とし、備考22を備考21とし、備考23を備考22とし、備考24を備考23とし、備考25を備考24とし、同様式の備考26中「第21條第三項」を「第21條第二項」と「備考25」を「備考24」に改め、同備考を同様式の備考25とし、同様式の備考27中「第21條第三項」を「第21條第二項」に改め、同備考を同様式の備考26とし、同様式の備考28中「備考27」を「備考28」と改め、同備考を同様式の備考27とし、同様式中備考29を備考28とし、備考30を備考29とし、同様式の備考31中「備考30」を「備考29」に改め、同備考を同様式の備考30とし、同様式中備考32を備考31とし、備考33を備考32とし、備考34を備考33とし、備考35を備考34とし、備考36を備考35とし、同様式の備考37中「備考39」を「備考38」に改め、同備考を同様式の備考36とし、同様式中備考38を備考37とし、備考39を備考38とし、備考40を備考39とす。

様式第六の備考5中「記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に印を押す」と「記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、「記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に印を押す」と「備考8を備考7とし、備考9を備考8とし、同様式中備考10中「備考9」と「備考8」に改め、同備考を同様式の備考9とし、同様式中備考11を備考10とし、同様式の備考12中「12、14、16、18、32、34から36まで、38及び39」を「13、15、17、19、31、33から35まで、37及び38」に改め、同備考を同様式の備考11とす。  
様式第八中「(四)」を削り、「同様式の備考7中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考8中「は本人の印（J）」を「であつて」と改め、「及び印」を削り、「同様式の備考8」中「書いて印を押す」を「記載する」に改め、  
様式第九の備考12まで、14、18から20まで、32、34から36まで及び39」を「11まで、13、17から19まで、31、33から35まで及び38」に改め、  
様式第十の備考12まで、14、18から20まで、32、34から36まで、38及び39」を「27まで、31、33から35まで、37及び38」に改め、  
様式第十一の備考12まで、14、18から20まで、32、34から36まで及び39」を「11まで、13、17から19まで、31、33から35まで及び38」に改め、  
様式第十二の備考12まで、23、25から28まで、32、34から36まで及び39」を「19まで、22、24から27まで、31、33から35まで及び38」に「備考27及び備考28」を「備考26及び備考27」に改め、  
様式第十三の備考12まで、14、18、20、32、34から36まで及び39」を「14、32及び35」を「13、31及び34」に改め、  
様式第十四の備考12まで、14、18、20、32、34から36まで及び39」を「12、14、18、20、32、34から36まで及び39」を「記載し、その横に印を押す」と「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考12中「12、14、18、20、32、34から36まで及び39」を「13、17、19、31、33から35まで及び38」に改め、  
様式第十五の備考12まで、14、18、20、32、34から36まで及び39」を「13、17、19、31、33から35まで及び38」に改め、

様式第十四の四の備考5中「12まで、14、18から20まで、22、32、35、36及び39」を「11まで、13、17から19まで、21、31、34、35及び38」に改め、  
様式第十五の備考5を削り、「同様式中備考6を備考3とし、同様式の備考5中「第13條の2第4項」を「第13條の2第3項」に改め、同備考を同様式の備考4とし、同様式の備考6を削り、同様式中備考7を備考5とし、備考8を備考6とし、備考9を備考7とし、同様式の備考10中「14、18、32及び34から36まで」を「13、17、19、31及び33から35まで並びに様式第14の2の備考3」に改め、同備考を同様式の備考8とす。  
(意匠法施行規則の一部改訂)  
第十九條 意匠法施行規則の一部を次のように改正する。  
第十五條第二項中「又は印鑑」を削る。  
第十八條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とす。  
第十九條第一項中「第六十九條第三項」を「第六十九條第二項」に、「第十八條第三項」を「第十八條第二項」と「印を押す」を「氏名を記載する」に改め、  
様式第十三、様式第十五及び様式第十六中「(四)」を削る。  
様式第一の備考6中「記載し、その横に印を押す」と「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考10を削り、「同様式中備考11を備考10とし、備考12を備考11とし、備考13を備考12とし、同様式の備考14中「は本人の印及び識別ラベル（J）」を「であつて」と改め、「並びに印及び識別ラベル（J）」を削り、「同備考を同様式の備考13とし、同様式中備考15を備考14とし、備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、備考19を備考18とし、備考20を備考19とし、備考21を備考20とし、備考22を備考21とし、備考23を備考22とし、備考24を備考23とし、備考25を備考24とし、備考26を備考25とし、備考27を備考26とし、備考28を備考27とし、備考29を備考28とし、備考30を備考29とし、備考31を備考30とし、備考32を備考31とし、備考33を備考32とし、備考34を備考33とし、備考35を備考34とし、備考36を備考35とし、備考37を備考36とし、備考38を備考37とし、備考39を備考38とし、備考40を備考39とす」を「11、13及び16から20」に改め、  
様式第二の備考5中「記載し、その横に印を押す」と「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考9を削り、「同様式中備考10を備考9とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とし、備考13を備考12とし、備考14を備考13とし、備考15を備考14とし、備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、備考19を備考18とし、備考20を備考19とし、備考21を備考20とし、備考22を備考21とし、備考23を備考22とし、備考24を備考23とし、備考25を備考24とし、備考26を備考25とし、備考27を備考26とし、備考28を備考27とし、備考29を備考28とし、備考30を備考29とし、備考31を備考30とし、備考32を備考31とし、備考33を備考32とし、備考34を備考33とし、備考35を備考34とし、備考36を備考35とし、備考37を備考36とし、備考38を備考37とし、備考39を備考38とし、備考40を備考39とす」を「9、15」及び「14並びに」に「16、18、22から24まで及び33から37」を「17、21から23まで及び32から36」に改め、  
様式第十の備考5中「記載し、その横に印を押す」と「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考15」を「備考14」に「16、18、22、24及び33から37」を「17、21、23及び32から36」に改め、  
様式第十一の備考10、15及び20」を「14及び19」に「18、22から24まで及び33から37」を「17、21から23まで及び32から36」に改め、  
様式第十二の備考9、9及び10」を「及び9」に「18、22、24、27、28及び34から38」を「17、21、23、26、27及び33から37」に「備考27」に改め、  
様式第十三の備考9中「記載し、代表者の印を押す」と「記載する」に改め、同様式の備考12中「は、本人の印（J）」を「であつて」と改め、「及び印」を削り、「同様式の備考17中「書いて印を押す」を「記載する」に改め、



様式第十五の二の備考4を削り、同様式中備考5を備考4とし、同様式の備考6中「備考7から9まで及び12」を「備考6から8まで及び11」と改め、同備考を同様式の備考5とし、同様式中備考7を備考6とし、同様式の備考8中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルを貼らないでした手続」及び「代表者」を削り、同備考を同様式の備考6とし、同様式中備考9を備考8とし、備考10から備考14及び17を「備考11」及び「備考12」と改め、同備考を同様式の備考11とし、同様式の備考15中「備考14及び16」を「備考13及び15」と改め、同備考を同様式の備考11とし、同様式の備考17中「備考14」を「備考13」と改め、同備考を同様式の備考15とし、同様式中備考17を備考19とし、備考18を備考17とし、同様式の備考19中「27、30から32まで及び41から45」を「26、29から31まで及び40から44」と改め、同備考を同様式の備考18とする。

様式第十七の備考1中「第3項」を「第2項」と改め、同様式の備考11中「13、17及び22」を「12、16及び21」と改め、

様式第十八の備考1中「第3項」を「第2項」と改め、同様式の備考2中「13、17及び22」を「12、16及び21」と改め、

様式第十九の備考2中「13、17及び22」を「12、16及び21」と改め、

様式第二十の備考2を削り、同様式の備考3中「第13条の2第4項」を「第13条の2第3項」と改め、同備考を同様式の備考2とし、同様式中備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、同様式の備考5中「27及び41から44まで並びに様式第10の備考5」を「26及び40から43まで並びに様式第10の備考2及び5」と改め、同備考を同様式の備考2とする。

様式第二十一の備考2中「24、26から32まで及び41から45」を「24から31まで及び40から44」と改め、

様式第二十二の備考1及び様式第二十三の備考2中「25、27、30、32及び41から45」を「26、29、31及び40から44」と改め、

(電気工事士法施行規則の一部改正)

第二十一条 電気工事士法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一「様式第一の四」様式第一の五「様式第四及び様式第五の三」中「㊦」又は「㊧」及び「4」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「7」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「8」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「9」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「10」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「11」この」及び「この」を削り、「1」用紙」及び「2」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「1」用紙」及び「1」用紙」を「用紙」と改め、

第二十二条 重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令(昭和三十六年通商産業省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一「様式第三及び様式第四中「記名押印又は署名」を「代表者名」と改め、「印」を削る。

(電気用品安全法施行規則の一部改正)

第二十三条 電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

様式第三「様式第五の二」様式第八、様式第九及び様式第十一中「㊦」及び「2」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」「1」この」及び「この」を削り、「1」用紙」及び「2」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」「1」用紙」及び「1」用紙」を「用紙」と改め、様式第五中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」「1」用紙」を削る。

第二十四条 電気事業法の規定に基づき主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」及び「2」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「1」用紙の大きさは、日本工業規格」を「用紙の大きさは、日本産業規格」と改め、様式第一の二及び様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」と改め、様式第二中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「1」用紙」及び「1」用紙」を「用紙」と改め、

ふりがな	氏名	ふりがな	氏名
.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....

.....

(電気関係報告規則の一部改正)

第二十五条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第十三の二及び様式第十三の四から様式第十三の六及び中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「6」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「1」用紙」及び「1」用紙」を「用紙」と改め、

第二十六条 発電水力流量測定規則の一部を次のように改正する。

様式第三中「日本産業規格」を「日本産業規格」と改め、

第二十七条 容器保安規則の一部を次のように改正する。

様式第八中「㊦」及び「4」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「1」用紙の大きさは、日本工業規格」及び「2」氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「1」用紙」及び「この」を削り、「1」用紙」及び「1」用紙」を「用紙」と改め、

第二十四号中「署名」を削り、様式第三十三及び様式第三十四中「高圧ガス保安協会 指定容器検査機関」を「高圧ガス保安協会 指定容器検査機関」と改め、







きる。」を削り、「②を①とし、③から⑥までを一ずし繰り上げ、様式第十三中「㊸」及び「2. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印すること」に代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4から同様式備考10までを一ずし繰り上げ、様式第十四中「㊸」及び「2. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印すること」に代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4から同様式備考11までを一ずし繰り上げ、様式第二十一中「㊸」及び「5. 「押印」の書には、押印することとされている書類について光デジタルによる手続を行う場合にあつては、押印する。」ただし、氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。(特定設備検査規則の一部改正)

**第四十二条** 特定設備検査規則の一部を次のように改正する。

様式第十中「㊸」及び「2. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1. この」を「この」に改め、様式第二十四中「㊸」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「様式第十八から様式第二十三まで中「署名」を削る。

(石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

**第四十三条** 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第八、様式第十一から様式第十三まで及び様式第二十四中「氏 名」を「氏 名」に改め、様式第九中「印」及び「5. 登録申請者本人が署名押印すること。」を削り、「様式第二十三中「印」を削り、「署名」を「署名又は記名」に改め、様式第四十五中「印」及び「5. 「押印」の書には、押印することとされている書類についてデジタルによる手続を行う場合にあつては、押印すること。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

**第四十四条** 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第五の二中「氏名 印」を「氏名」に改め、様式第三十一中「㊸」及び「2. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1. この」を「この」に改め、様式第三十二中「㊸」及び「4. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

**第四十五条** 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「印を押さなければならぬ。ただし、その書面が特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願に関するものであるときは、押印に代えて提出者が」を削る。

第六条第一項中「印を押した願書(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願にあつては、その者が記名し、かつ、署名をしたもの)を「署名をした願書」に改める。

第九条第一項中「あて名又は印鑑」を「又はあて名」に、「様式第四若しくは様式第四の二又は様式第五若しくは様式第五の二を」又は様式第四若しくは様式第四の二に改める。

第十六条第二項及び第三十条第二号中「押印又は」を削る。

第三十六条第四項中「印を押し、又は」を削る。  
第五十三条第三項及び第六十三条第一項第四号中「押印」を「署名」に改める。  
第八十四条第三項中「の印を押す」を「が署名をする」に改める。

様式第一、様式第二、様式第三の五、様式第三の七、様式第三の九、様式第十一の三、様式第十一の五、様式第十一の七、様式第十二、様式第十三、様式第十三の三、様式第十五の三、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第十六、様式第十七、様式第二十の三、様式第二十一の三、様式第二十四、様式第二十六及び様式第二十六の三中「㊸」を「署名」に改める。

様式第一の二、様式第二の二、様式第二の四、様式第二の六、様式第二の八、様式第二の十、様式第三の二、様式第四の二、様式第五の四、様式第五の六、様式第六の二、様式第十一の四、様式第十一の六、様式第十一の八、様式第十二の二、様式第十三の二、様式第十三の四、様式第十五の二、様式第十五の三、様式第十五の五、様式第十五の四、様式第十六の二、様式第十七の二、様式第二十六の二、様式第二十六の四、様式第二十七の二及び様式第二十九の二中「㊸」を削る。

様式第十八の二、様式第十九の二、様式第二十の四、様式第二十一の四、様式第二十二の二、様式第二十三の二及び様式第二十四の二中「㊸」を「Signature」に改める。

様式第一の備考18及び様式第二の三の備考4中「印」を「署名」に改める。

様式第一の二の備考8及び様式第二の四の備考3中「又は印」を削る。

様式第三の備考6中「印を押し」を「署名をする」に改め、同様式の備考16中「印」を「署名」に改め、同様式の備考20中「印」を「署名」に改める。

様式第五及び第五の二を次のように改める。

様式第五及び様式第五の二 削除

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正)

**第四十六条** エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第九まで、様式第十九、様式第二十一、様式第二十七から様式第三十まで及び様式第四十中「印」を削り、様式第二十中「印」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、様式第二十一から様式第二十六まで中「印」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。」を削り、「様式第四十二中「印」及び「5. 「押印」の書には、押印することとされている書類について光デジタルによる手続を行う場合にあつては、押印すること。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。

(特定方ス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正)

**第四十七条** 特定方ス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第十一及び様式第十四中「㊸」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

(深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正)

**第四十八条** 深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三から様式第十二の二まで及び様式第十四中「㊸」を削り、「氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「氏名(代表者の氏名を除く)は本人が記名すること。」に改め、様式第十五中「印」及





第五十五条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正

第五十五条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」及び「1 記名押印」については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。...

第五十六条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基

第五十六条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基

第五十七条 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七条 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六十条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正

第六十一条 指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正









(関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部改正)

第七十八条 関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(平成十八年経済産業省令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「並びに印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を削り、第五条第二項第一号中「及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を削る。

(経済産業省関係中心城市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正)

第七十九条 経済産業省関係中心城市街地の活性化に関する法律施行規則(平成十八年経済産業省令第八十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「日本工業団地」を「日本産業団地」に改め、様式第二、様式第四及び様式第六中「印」及び「注1」氏名の記載を田印で行う趣旨には、田印を省略する(「注1」を削り、様式第三中「印」及び「注1」氏名の記載を田印で行う趣旨は、田印を省略する(「注1」を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とし、様式第五及び様式第七中「印」及び「注1」氏名の記載を田印で行う趣旨には、田印を省略すること及び「注2」を削り、「注2」を「注」に変更事項)に改める。

(輸出入取引法施行規則の一部改正)

第八十条 輸出入取引法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五及び様式第十六中「印」又は「注」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

(エチルアルコール(エタノール)のうちバイオマスから製造したものと及びエチルターシャリープトルアルコールのうちバイオマスから製造したエチルアルコール(エタノール)を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令の一部改正)

第八十一条 エチルアルコール(エタノール)のうちバイオマスから製造したものと及びエチルターシャリープトルアルコールのうちバイオマスから製造したエチルアルコール(エタノール)を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令(平成二十年経済産業省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「氏名又は名称及び代表者氏名」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

(経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部改正)

第八十二条 経済産業省関係特定保守製品に関する省令(平成二十年経済産業省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三及び様式第六中「印」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる(「1」を削り、「1」を「2」に改め、様式第四中「印」を削り、「記載し、押印すること」を削り、「氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる)や「記載すること」に改め、様式第五中「印」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる(「印」を削る)。

(電解二酸化マンガンに対して課する不当販売関税に関する政令第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部改正)

第八十三条 電解二酸化マンガンに対して課する不当販売関税に関する政令第一号第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令(平成二十年経済産業省令第四十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名又は名称及び代表者氏名」を「印」や「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正)

第八十四条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成二十一年経済産業省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第一の二、様式第四、様式第四の二、様式第六から様式第八の六まで、様式第十二の二、様式第十一から様式第十五まで、様式第十七から様式第十七の三まで、様式第二十から様式第二十六まで、様式第二十七中「印」及び「2」氏名を記載し、押印すること及び「注2」を削り、「注2」を「注」に変更事項)に改める。

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第八十五条 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則(平成二十一年経済産業省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」を削り、「(書面)又は「図面」を「書類」に改め、様式第二及び様式第四中「印」を削り、「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める。

(クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第八十六条 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第六中「印」を削り、「(書面)又は「図面」を「書類」に改める。

(電気使用制限等規則の一部改正)

第八十七条 電気使用制限等規則(平成二十三年経済産業省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び「1」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる(この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする)を削り、「記載し、押印すること」を削り、「(書面)又は「図面」を「書類」に改め、同様式注3から同様式注6の並びを「(書面)又は「図面」に改め、同様式別紙一中「印」及び「1」氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる)や「記載し、押印すること」に代えて、署名することができる(この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする)を削り、「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)を削り、「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)に改める。

同様に「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)を削り、「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)に改める。

同様に「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)を削り、「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)に改める。

同様に「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)を削り、「(書面)又は「図面」については、氏名を田印する場合、押印を省略すること及び「注2」を「注」に改める)に改める。

ことに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の「2 指定契約電力」や「1 指定契約電力」及び「3 用紙の」や「2 用紙の」に改め、様式第六中「印」及び「1 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の「2 他」や「1 他」及び「3 電気の」や「2 電気の」及び「4 電気の」や「3 電気の」及び「5 用紙の」や「4 用紙の」に改め、同様式別紙一中「印」及び「1 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の「2 所定の」や「1 所定の」及び「3 用紙の」や「2 用紙の」に改め、様式五中「印」及び「1 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の「2 用紙の」や「用紙の」に改め、

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令の一部改正)

第八十八条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき費用負担調整機関に関する省令（平成二十三年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第七まで中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十九条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第七まで、様式第十九及び様式第二十中「実印」及び「及び代表者の登記印」を削り、様式第八から様式第十二まで及び様式第十七中「実印」を削り、様式第十四中「印」を削る。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第九十条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第四及び様式第二十七中「印」及び「1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を題の「2. 用紙」や「用紙」に改め、

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第九十一条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

様式第八、様式第十一から様式第十五まで及び様式第十八から様式第二十及び中「印」及び「2 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の「附則第16条第3項」や「附則第16条第4項」及び「1 用紙」を「用紙」に改め、様式第十七及び様式第二十一中「印」及び「2 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の「1 用紙」や「用紙」に改め、

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第九十二条 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五及び様式第十中「印」及び「2 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の「1 用紙」や「用紙」に改め、様式第九中「印」及び「3 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を題の

様式第十三を次のように改め、

様式第一3（第21条関係）

指定旧供給区域変更許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第51条第1項の規定により次のとおり指定旧供給区域の変更の許可を受けたいので申請します。

<p>増加（減少）しようとする区域 （都道府県都市区町村字を記載すること）</p>	
<p>変更予定年月日</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十七及び様式第十八中「四」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「1」用紙」を「用紙」に改める。

第九十三条 国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正

様式第五中「四」及び「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第八及び様式第十二中「四」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1」この」に改め、様式第十六から様式第二十一まで中「署名」を削る。

第九十四条 情報処理の促進に関する法律施行規則の一部改正

様式第五、様式第六、様式第八から様式第十まで、様式第十五及び様式第十八中「四」を削り、様式第十六及び様式第十七中「四」を削り、これらの様式（記載要領）2. を次のように改める。

- 2. 「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第九十五条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式一中「四」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

第九十六条 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部改正

様式第一及び様式第二中「四」を削り、様式第三及び様式第五中「四」及び「1」署名押印については、氏名を記載する組合、若しくは記載することができる。」を削り、「2」用紙」を「用紙」に改め、様式第四、様式第四の二、様式第六及び第六の二中「四」及び「2」署名押印については、氏名を記載する組合、若しくは記載することができる。」を削り、「3」用紙」を「用紙」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。